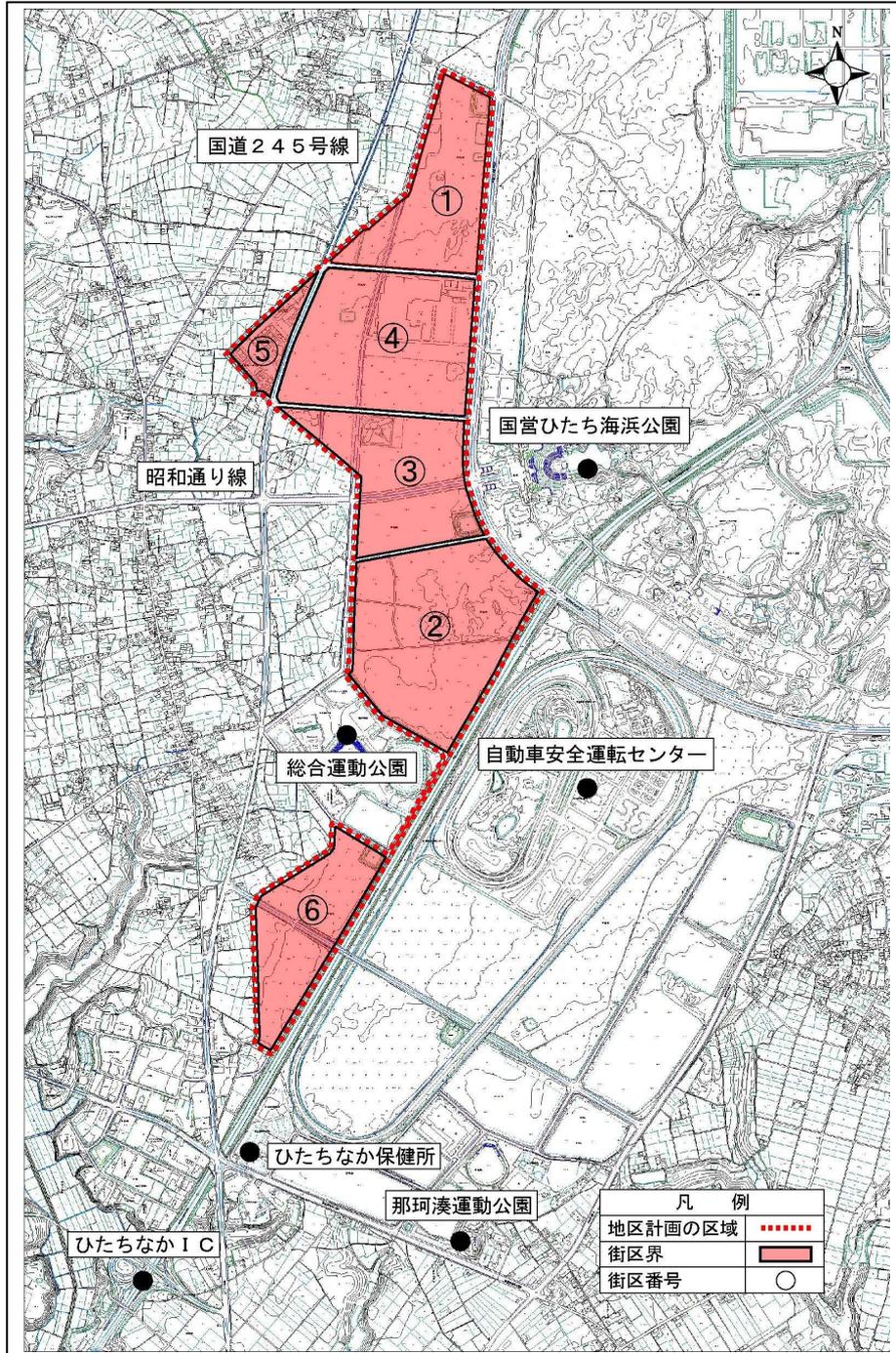


ひたちなか地区西部地区 地区計画

対象地区の位置



ひたちなか市

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	
		①, ②街区	③街区
		1. 住宅（兼用住宅を含む。） 2. 共同住宅，寄宿舎又は下宿 3. 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業その他これらに類するもの 6. マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ただし，宝くじ売場その他これらに類するものは除く。） 7. 建築基準法施行令第130条の9の規定に基づく危険物の販売，貯蔵又は処理に供するもの（ただし，敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫は除く。） 8. 床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗（ただし，事務所（店舗の管理に供する部分を除く。），ホテル若しくは旅館，劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場，展示場又は遊技場その他これらに類するものと一体となる場合で，これらに供する部分の床面積の合計が店舗の床面積の合計の3分の1以上である場合を除く。）	1. 住宅（兼用住宅を含む。） 2. 共同住宅，寄宿舎又は下宿 3. 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業その他これらに類するもの 6. マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ただし，宝くじ売場その他これらに類するものは除く。） 7. 建築基準法施行令第130条の9の規定に基づく危険物の販売，貯蔵又は処理に供するもの（ただし，敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫は除く。）
		④街区	⑤街区
		1. 住宅（兼用住宅を含む。） 2. 共同住宅，寄宿舎又は下宿	1. 神社，寺院，教会その他これらに類するもの

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> 3. 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業その他これらに類するもの 6. マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ただし，宝くじ売場その他これらに類するものは除く。） 7. 工場（ただし，店舗に付属する工場は除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 畜舎 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業その他これらに類するもの 4. マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ただし，宝くじ売場その他これらに類するものは除く。） 5. 建築基準法施行令第130条の9の規定に基づく危険物の販売，貯蔵又は処理に供するもの（ただし，敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫は除く。） 6. 床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗，飲食店，劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場，展示場又は遊技場その他これらに類するもの 7. 工場（ただし，店舗に付属する工場は除く。）
		⑥街区	
		<ul style="list-style-type: none"> 1. 住宅（兼用住宅を含む。） 2. 共同住宅，寄宿舎又は下宿 3. 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業その他これらに類するもの 6. マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ただし，宝くじ売場その他これらに類するものは除く。） 7. 建築基準法施行令第130条の9の規定に基づく危険物の販売，貯蔵又は処理に供するもの（ただし，敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫は除く。） 8. 床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗，飲食店，劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場，展示場又は遊技場その他これらに類するもの 	

建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	①, ②, ③, ④, ⑥街区 1, 000㎡	⑤街区 200㎡
	壁面の位置の制限	①, ②, ③, ④, ⑥街区 道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁, 又はこれにかわる柱の面までの距離の最低限度は, 歩道が整備されている道路及び隣地は2mとし, 歩道が整備されていない道路は4mとする。	⑤街区 道路境界線から建築物の外壁, 又はこれにかわる柱の面までの距離の最低限度は, 1mとする。 ただし, 車庫, 出窓等はこの限りではない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	
	垣又はさくの構造の制限	①, ②, ③, ④, ⑥街区 塀(垣, さく等を含む。)を設置する場合には, 生垣又は透視可能なフェンスとする。ただし, 法令等でこれらの構造以外で設置が義務づけられている場合はこの限りではない。	⑤街区 公道に面して塀(垣, さく等を含む。)を設置する場合には, 生垣又は透視可能なフェンスとする。ただし, 法令等でこれらの構造以外で設置が義務づけられている場合はこの限りではない。
		土地の利用に関する事項	
適用の除外		<p>1. 本規定が定められた際, 現に存する建築物等及びその敷地については「建築物等に関する事項」の規定の適用を, また, 現に存する駐車場については「駐車場等の舗装」の規定の適用を除外する。</p> <p>2. 道路の新設が行われた場合, 現に存する建築物等については「壁面の位置の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」についての適用を除外する。</p> <p>3. 「建築物等に関する事項」及び「土地の利用に関する事項」について, 市長が公共公益上必要な建築物, 土地利用で止むを得ないと認めたものについては, 適用を除外する。</p>	